

2020年2月28日

お客様 各位

中央労働金庫

## 預金等にかかる利用規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、下記のとおり定型約款に該当する預金等の利用規定を変更いたします。あわせて、「預金取引明細表」の廃止および通帳不発行口座の取扱条件変更に伴い、該当する利用規定等を変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更後の新规定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

また、当金庫では、環境へ配慮した取組み等を推進するために、預金等利用規定を電子化いたします。下記の適用開始日以降は、口座開設時等に配布していた規定集（冊子）等の交付を原則取り止めさせていただきますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※最新の預金等利用規定については、2020年4月1日以降、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

### ■変更の内容（改正民法）

---

2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、以下の変更を行います。（変更する条項は、各規定により異なります。詳細については、2020年4月に当金庫ホームページに掲載する変更後の規定をご確認ください。）

① 「規定の改定」条項の変更

規定変更時の周知方法等についての記載変更

② 「成年後見人等」条項の変更

成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱い追加

③ 定期性預金規定に係る「利息」「口座の解約、書替継続」条項の変更

定期性預金の満期日前解約の制限について明確化

① 「規定の改定」条項の変更
<p>○. (規定の<u>変更</u>)</p> <p>(1) この規定の各条項<u>その他の条件</u>は、金融情勢の<u>状況</u>の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ホームページへの掲載による公表</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することにより、<u>変更</u>できるものとします。</p> <p>(2) <u>前項の変更</u>は、公表<u>等</u>の際に定め<u>る</u>適用開始日から適用されるものとします。</p>
② 「成年後見人等」条項の変更
<p>○. (成年後見人等)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>
③ 定期性預金規定に係る「利息」「口座の解約、書替継続」条項の変更 *
<p>5. (利息)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>この預金を後記 8(1)の規定</u>または後記 8(5)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>8. (口座の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2)以降、条項番号繰り下げ。</p>

\* ③の変更情報は「期日指定定期預金(ワイド定期)規定」を用いて例示していますが、期日指定定期預金(ワイド定期)規定以外の定期性預金規定においても同様の変更を行います。(※条項番号は、各預金規定により異なります。)

## 変更対象の規定（改正民法）

---

### 【預金規定】

総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、期日指定定期預金（ワイド定期）規定、自由金利型定期預金<M型>（スーパー定期）規定、自由金利型定期預金（大口定期）規定、変動金利定期預金規定、エース預金「エンドレス型（ワイド型）」規定、エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定、エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定、エース預金「確定日型（ワイド型）」規定、エース預金「確定日型（スーパー型）」規定、エース預金「年金型（ワイド型）」規定、エース預金「年金型（スーパー型）」規定、通知預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、普通預金（通帳不発行口座）に関する特約、一般財形預金規定、財形住宅預金規定、財形年金預金規定、当座勘定規定、譲渡性預金規定

### 【その他の利用規定等】

振込規定、カード規定、カードローン・カード規定、ICカード特約、デビットカード取引規定、ペイジー口座振替受付サービス、ろうきんスウィングサービス利用規定、ろうきん定期預金ランクアップサービス利用規定、ろうきん定額自動送金サービス利用規定、ろうきん家計簿集計サービス利用規定、資金集中配分サービス利用規定、ろうきん貸金控除事務支援サービス利用規定、ろうきんデータ伝送サービス利用規定、ろうきんANSERサービス利用規定

## ■ 変更の内容（通帳不発行口座の取扱条件変更）

---

「預金取引明細表」の廃止および通帳不発行口座の取扱条件変更に伴い、預金取引明細表の発行に係る記載削除、入出金明細の確認方法に「ろうきんアプリ（かんたん通帳）」を追加する等の変更を行います。（変更条項の詳細については、2020年4月に当金庫ホームページに掲載する変更後の特約をご確認ください。）

## 変更対象の規定（通帳不発行口座の取扱条件変更）

---

普通預金（通帳不発行口座）に関する特約

ろうきん口座開設アプリからの口座開設に関する特約

## ■変更の内容（その他）

---

エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」の初回まとめ日の設定可能日について、記載誤りの修正を行います。

【総合口座取引規定】
4.（エース預金「エンドレス型（ワイド型）」、「エンドレス型（スーパー型）」、「エンドレス型（まとめ周期選択型）」のとりまとめ自動継続等） (1)(2) 省略 (3) 「エンドレス型（まとめ周期選択型）」は次のとおり取扱います。 ① 契約日から <u>1 か月</u> 以上の任意の日を初回まとめ日とし、初回まとめ日からまとめ周期ごとの応当日を「まとめ日」とします。なお、まとめ周期は6か月以上10年以下の任意の期間とします。 ②③ 省略
【エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定】
2.（預金の種類） (1) この預金は、「まとめ日」「まとめ周期」を次の内容で指定を受けます。 ① 契約日から <u>1 か月</u> 以上の任意の日を初回まとめ日とし、初回まとめ日からまとめ周期ごとの応当日を「まとめ日」とします。 ② まとめ周期は6か月以上10年以下の任意の期間とします。

## 変更対象の規定（その他）

---

総合口座取引規定

エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定

## ■適用開始日

---

2020年4月1日（水）

以 上